

居住支援相談窓口（以下「窓口」という）の設置について（案）

住宅確保要配慮者及び居住支援団体からの居住に関する相談に対応する窓口設置の検討

【設置案】

- ・対面での相談を想定しています。（頻度、場所は要相談）

- ・相談があったときは、下記の流れで住宅確保要配慮者等を支援します。

①相談者が窓口に来訪、相談内容受付

②協力不動産店に相談者の希望条件等をメール・FAX 等にて一斉送信します。

③協力不動産店は、条件に合致する物件があるときは、窓口連絡をします。
物件がない場合は返信不要とします。

④窓口と協力不動産店で調整し、相談者に物件を紹介します。

⑤必要に応じて、相談者と窓口職員や居住支援団体が協力不動産店に同行し、物件について相談します。

*入居後も継続して相談を受けます。

*東京都の指定する居住支援法人に居住支援相談窓口の運営を委託します。
委託業者は競争入札もしくはプロポーザル方式を予定しています。

相談受付から協力店紹介まで（案）

